

第 1 回

さいたま市・岩槻市合併協議会

(2) 協議事項

(その 1)

議案第 1 号

さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程について

さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程について、次のとおり提出する。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 会議は、原則として公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公正な協議の推進に努めなければならない。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会長等の責務）

第 3 条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長（以下「議長」という。）として、協議会の副会長と連携を図りながら、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第 4 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を受けた後に発言するものとする。

（表決）

第 5 条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。た

だし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することができる。

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを協議会の事務局(以下「事務局」という。)に保管させるものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、次条ただし書の規定による決定があった会議の会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開することにより率直な意見交換が不当に損なわれる等公正かつ円滑な運営に著しく支障が生じると認められる場合において、会議に諮り公開しないことを決定したときは、この限りでない。

(傍聴の手續)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第2号)に必要事項を記入の上、傍聴券(様式第3号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議の開始予定時刻の30分前から先着順に交付する。

ただし、会議の開始予定時刻の30分前において傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより決定し、傍聴券を交付するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を事務局に返還しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、議長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

3 傍聴人は、第8条ただし書の規定により会議を公開しないことの決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（傍聴人の定員）

第11条 傍聴人の定員は、その都度会長が定める。

（違反に対する措置）

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（傍聴することができない者）

第13条 ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者等会議の運営に支障を来すおそれがあると会長が認めた者は、会議を傍聴することができない。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

会 議 録

会議の名称		
開催日時	年 月 日 () 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所		
議長氏名		
出席者氏名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事務局氏名		
会議事項	1 議題	2 会議結果
会議の経過	次ページのとおり	
会議資料		
その他の 必要事項		
会議録の確定	確定年月日	記名押印
	平成 年 月 日	会長（議長）

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

別紙

出席委員名簿

年 月 日

	氏 名	備 考

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

傍聴人受付簿

番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

様式第3号（第9条関係）

傍 聴 券

第 号

年 月 日

さいたま市・岩槻市合併協議会

議案第 2 号

平成 16 年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画について
平成 16 年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画について、次のとおり提出する。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

平成 16 年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画（案）

- 1 協議会、幹事会及び専門部会の開催
- 2 協議会だよりの発行
- 3 協議会ホームページの維持管理
- 4 新市建設計画の策定
- 5 その他両市の合併についての調査研究

議案第3号

平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会予算について

平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会予算について、次のとおり提出する。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会予算(案)

歳入

(単位:千円)

款	項	金額	説明
1	負担金	50,800	
	1 負担金	50,800	・協議会負担金 25,400 × 2市
2	諸収入	1	
	1 諸収入	1	・預金利子
歳入合計		50,801	

歳出

(単位:千円)

款	項	金額	説明
1	運営費	27,296	
	1 運営費	27,296	・会議室使用料、事務所賃借料等
2	事業費	23,505	
	1 事業費	23,505	・協議会だより作成、配布委託料等
歳出合計		50,801	

資料

平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

歳入予算

(単位：千円)

款 項 目	節		説 明
	区 分	金 額	
1 負担金			
1 負担金			
1 負担金	1 負担金	50,800	・協議会負担金 25,400×2市
2 諸収入			
1 諸収入			
1 諸収入	1 預金利子	1	・預金利子
歳 入 合 計		50,801	

歳出予算

(単位：千円)

款 項 目	節		説 明
	区 分	金 額	
1 運営費		27,296	
1 運営費		27,296	
1 会議費		3,597	
01 報酬		533	・委員報酬
11 需用費		1,581	・食糧費 ・印刷製本費
12 役務費		147	・筆耕翻訳料
14 使用料及び賃借料		1,336	・協議会等会議室使用料
2 事務費		23,699	
09 旅費		180	・普通旅費
11 需用費		2,014	・消耗品費 ・印刷製本費 ・光熱水費
12 役務費		511	・電話料 ・郵便料等
13 委託料		3,743	・事務所清掃、各種資料作成等委託料
14 使用料及び賃借料		16,995	・事務所賃借料 ・事務機器賃借料等
18 備品購入費		256	・会長印、事務局長印等
2 事業費		23,505	
1 事業費		23,505	
1 事業費		23,505	
13 委託料		23,505	・協議会だより作成、配布委託料 ・ホームページ維持管理委託料
歳 出 合 計		50,801	

議案第 4 号

合併の方式について

合併の方式については、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	合併の方式
	岩槻市を廃し、その区域をさいたま市に編入する編入合併とする。

編入合併の概要

項目	内容	根拠法令	
定義	市の区域の全部若しくは一部を他の市に編入することで市の数の減少を伴うもの。	合併特例法第2条	
法人格	編入する市の法人格が継続する。	合併特例法第2条	
合併市の名称	編入する市の名称となる。	自治法第3条	
財産の取扱い	編入する市が引き継ぐ。	自治法第7条	
事務所の位置	編入する市の事務所の位置となる。	自治法第4条	
区の設置	編入する市の区は、そのまま存続し、編入される市の区域は、新区又は編入する市の区の一部となる。	自治法第252条の20	
市長	編入する市の長は変わらず、編入される市の長は失職する。	自治法第139条	
議会の議員	原則	編入する議会の議員は在任し、編入される市の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)	自治法第89条、第91条、公選法第15条
	特例	次のいずれかによることができる。 (1) 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) (2) 編入される市の議会の議員で合併市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。	合併特例法第6条 合併特例法第7条
農業委員会の委員	原則	編入する市の委員はそのまま在任し、編入される市の委員は全て失職する。	農委法第3条
	特例	編入される市の委員(選挙)のうち、合併市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市の委員の残任期間在任できる。	合併特例法第8条
特別職の職員	編入する市の特別職の職員は在任し、編入される市の特別職の職員は全員失職する。	自治法第161条、第168条	
一般の職員	編入する市の職員は、在任し、編入される市の職員は、全員編入する市に引き継がれる。	合併特例法第9条	
条例・規則	編入する市の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	合併特例法第2条	

- 1 合併特例法とは、「市町村の合併の特例に関する法律」をいう。
- 2 自治法とは、「地方自治法」をいう。
- 3 公選法とは、「公職選挙法」をいう。
- 4 農委法とは、「農業委員会等に関する法律」をいう。

議案第 5 号

岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

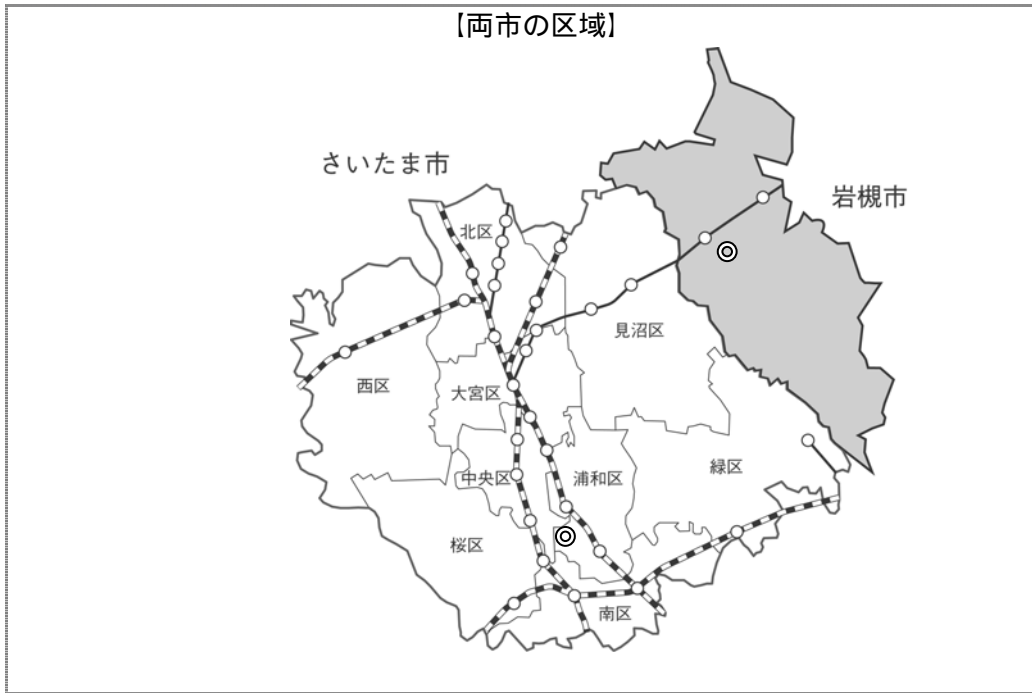
岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置
	<p>(1) 行政区の範囲は、現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。</p> <p>(2) 行政区の名称は、岩槻区とする。</p> <p>(3) 行政区の事務所の位置は、岩槻市本町六丁目 1 番 1 号 (現在の岩槻市役所) とする。</p>

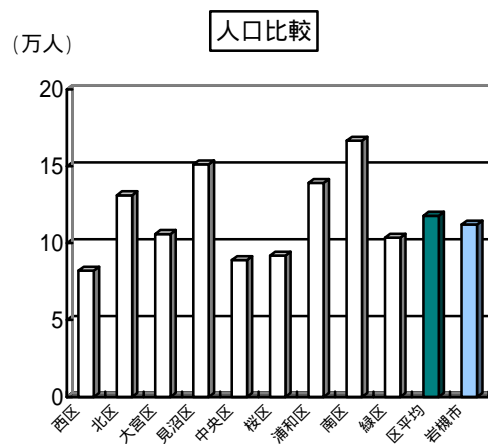
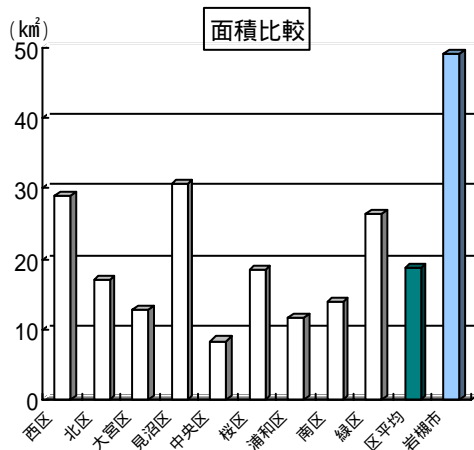
《さいたま市・岩槻市の行政区域の現況比較》



さいたま市		
区分	面積(km ²)	人口(人)
西区	29.00	82,291
北区	16.93	131,099
大宮区	12.78	106,018
見沼区	30.64	151,289
中央区	8.38	89,639
桜区	18.60	91,568
浦和区	11.54	139,609
南区	13.90	166,376
緑区	26.56	103,691
さいたま市計	168.33	1,061,580
区の平均値	18.70	117,953

岩槻市	
面積(km ²)	人口(人)
49.16	112,012

人口：平成16年4月1日現在「住民基本台帳・外国人登録原票」記載人口



議案第6号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	財産の取扱い
岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐ。	

資料

岩槻市の財産

土地及び建物（一般会計）の状況（平成16年3月末日現在）

区分		土地(地積㎡)	建物(延面積㎡)		
			木造	非木造	合計
本庁舎		8,129	-	9,088	9,088
その他の行政機関	消防施設	8,747	8	3,527	3,535
	その他の施設	-	-	-	-
行政財産	学校	461,738	501	147,832	148,333
	公営住宅	37,665	3,019	9,408	12,427
	公園	440,008	-	-	-
	その他の施設	206,990	389	81,428	81,817
普通財産		115,810	47	1,628	1,675
合計		1,279,087	3,964	252,911	256,875

基金の現在高（平成16年4月1日現在）

区分	現金等(百万円)	土地(㎡)
財政調整基金	237	-
土地開発基金	139	13,097
減債基金	6	-
国民健康保険給付費支払基金(注1)	0	-
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	10	-
介護保険介護給付費調整基金	93	-
介護保険高額介護サービス費用貸付基金	3	-
愛の泉貸付基金	18	-
老人福祉基金	4	-
市立病院建設基金(注2)	843	-
ふるさとみどりの基金(注1)	0	-
都市づくり推進基金(注2)	1,017	-
合計	2,370	13,097

注1：現在高100万円未満

注2：岩槻都市振興(株)に対する債権(市立病院建設基金840、都市づくり推進基金687)を含む。

地方債残高（一般会計）(平成 15 年度決算)

区 分	現在高(百万円)	構成比(%)
総務債	1,815	7.3
民生債	325	1.3
衛生債	3,295	13.2
農林水産業債	1,184	4.7
土木債	6,304	25.2
市営住宅債	169	0.7
消防債	322	1.3
教育債	3,355	13.4
災害復旧債	-	-
住民税等減税補てん債	4,268	17.1
臨時税収補てん債	-	-
減税補てん債	-	-
減収補てん債	500	2.0
臨時財政対策債	3,479	13.9
合 計	25,016	100.0

地方債残高（特別会計・公営企業会計）（平成 15 年度決算）

区分	会計名称	現在高(百万円)
特別会計	下水道事業	21,780
	江川土地区画整理事業	4,033
	南平野土地区画整理事業	374
	公共用地先行取得事業	4,117
公営企業会計	水道事業	9,626

議案第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	<p>(1) 岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。</p> <p>(2) 岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。</p>

備 考				
農業委員会の委員の定数及び現員				
区 分	さいたま市		岩槻市	
	定数	現員	定数	現員
選挙委員	30	29	19	18
選任委員	—	7	—	5
団体推薦	—	2	—	2
議会推薦	—	5	—	3
合 計	30	36	19	23

委員の任期

区 分	さいたま市	岩槻市
任期	平成 14 年 5 月 1 日 ～平成 17 年 4 月 30 日	平成 14 年 7 月 20 日 ～平成 17 年 7 月 19 日

選挙区

区 分	さいたま市	岩槻市
選挙区数	2	3

農地面積及び基準農業者数

区 分	さいたま市	岩槻市
農地面積	2,160.06ha	1,262.59ha
基準農業者数	4,467	1,562

議案第 8 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	地方税の取扱い
	地方税は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

個人市民税	現行のとおりとする。
法人市民税	均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。 法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。
固定資産税	税率は、現行のとおりとする。 納期は、さいたま市に統一する。
軽自動車税	現行のとおりとする。
都市計画税	さいたま市の制度に統一する。
事業所税	さいたま市の制度を適用する。

議案第9号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川宗一

項目	一般職の職員の身分の取扱い
岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐ。	

議案第10号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

項目	条例、規則等の取扱い
条例、規則等は、さいたま市に統一する。	

備 考			
条例及び規則の件数		平成16年4月1日現在	
区分	両市に共通するもの	さいたま市にあるもの	岩槻市にあるもの
条例	115件	208件	65件
規則	138件	252件	113件
計	253件	460件	178件

議案第 1 1 号

行政機関の取扱いについて

行政機関の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

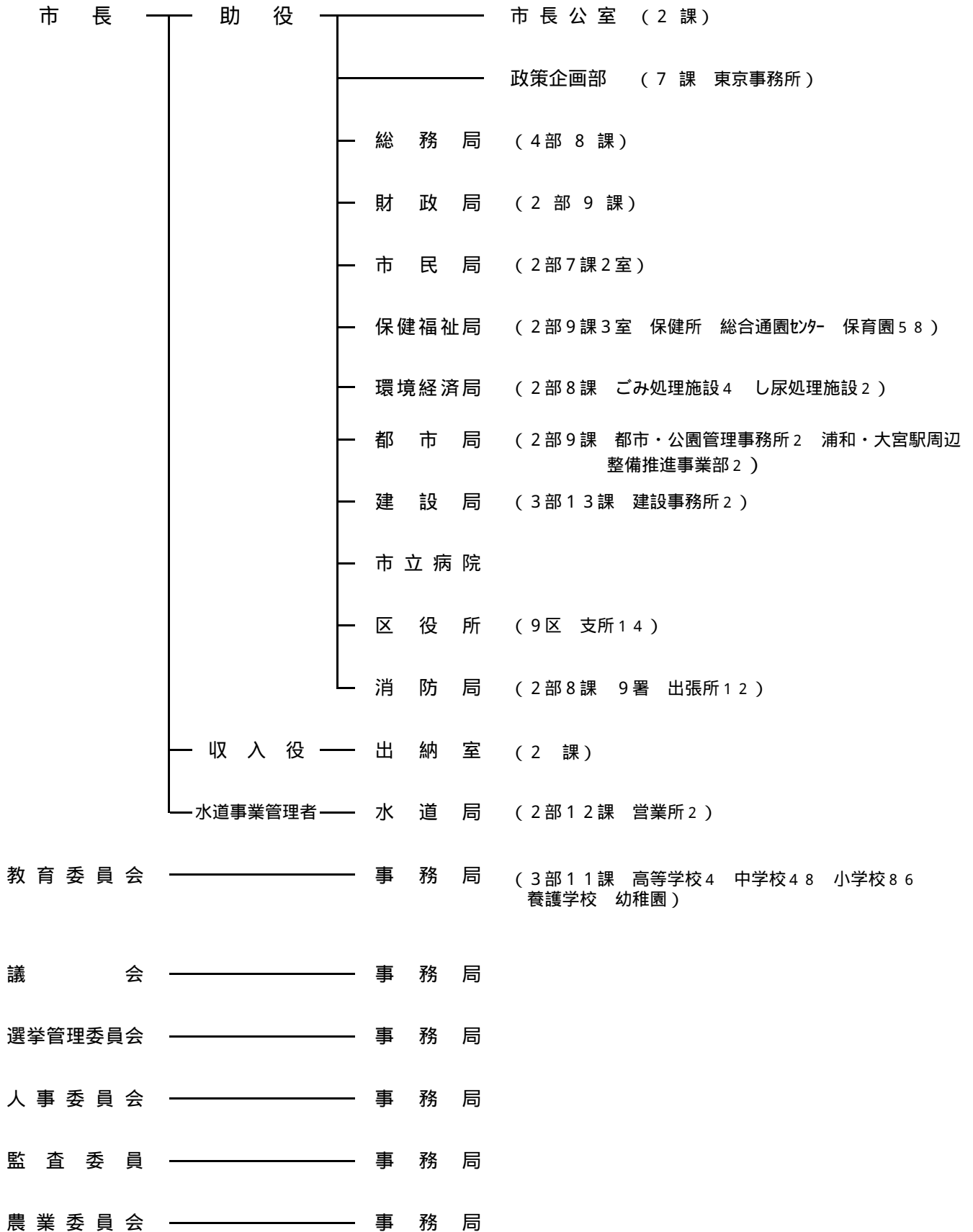
会 長 相 川 宗 一

項目	行政機関の取扱い
行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一する。	

備 考		
行政機関の状況		平成 16 年 4 月 1 日現在
区分	さいたま市	岩槻市
執行機関	(本庁) 7 局 1 9 部 7 7 課 (区役所) 1 8 部 1 0 1 課	5 部 3 4 課
附属機関	7 2 機関	3 9 機関
執行機関は、市長事務部局に属するもの		

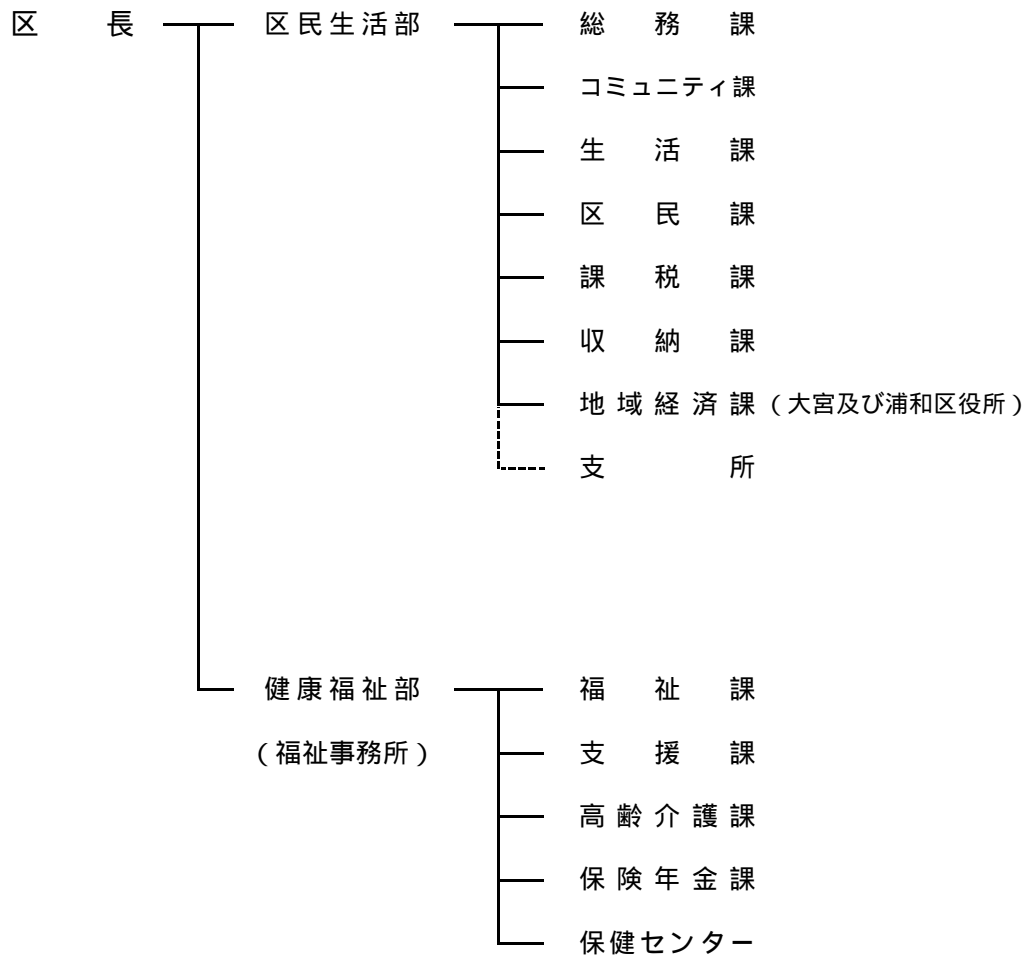
資料

さいたま市 主要組織図(平成16年4月1日現在)

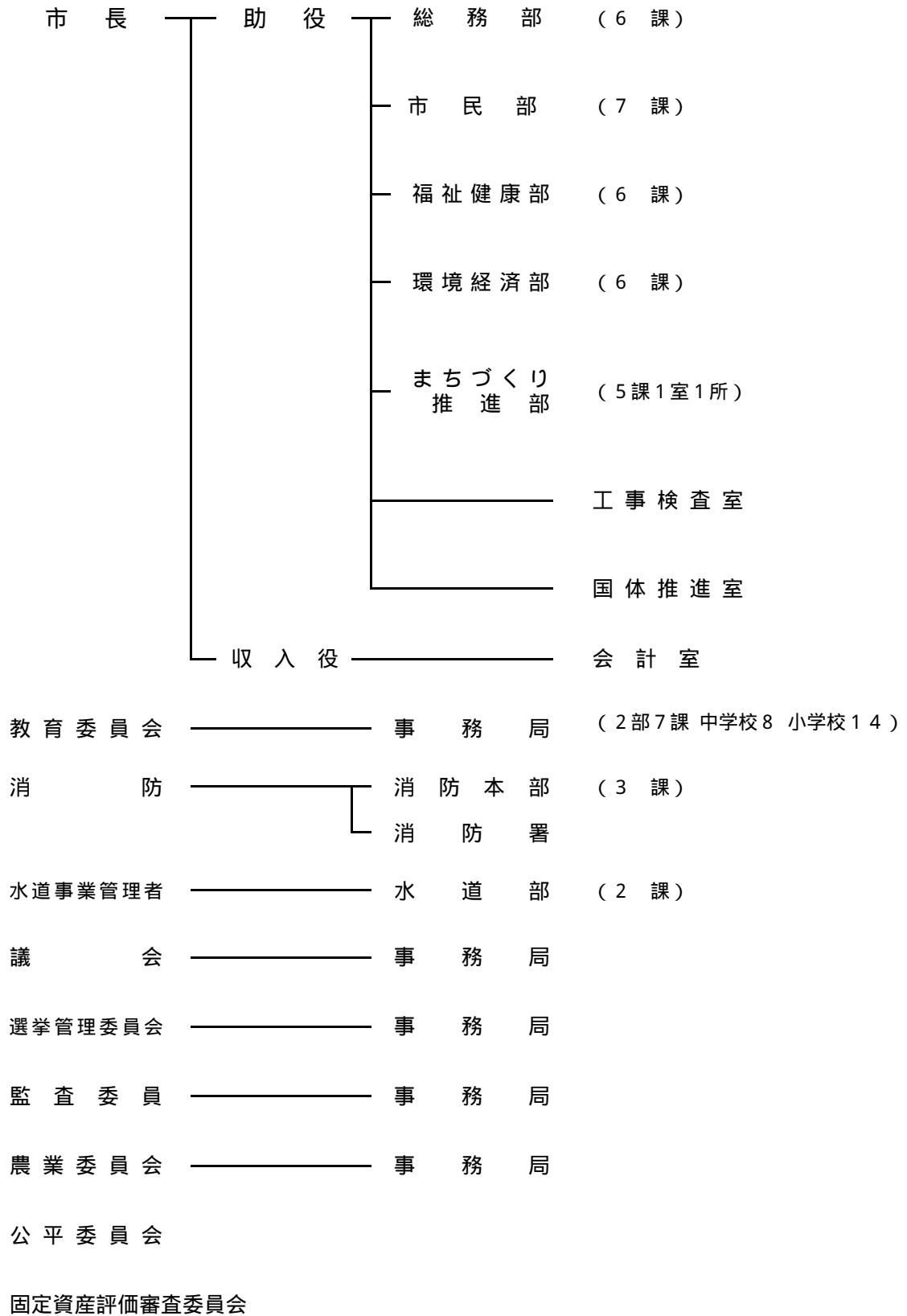


固定資産評価審査委員会

さいたま市 区役所組織図(平成16年4月1日現在)



岩槻市 主要組織図(平成16年4月1日現在)



議案第 12 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	一部事務組合等の取扱い
	<p>(1) 岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>(2) 岩槻市が加入している埼玉葛清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退する。 なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託する方式で調整する。</p> <p>(3) 岩槻市が加入している埼玉葛斎場組合は、合併の日の前日をもって脱退する。 なお、合併後 2 年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。</p> <p>(4) 両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入する。</p> <p>(5) 岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>(6) 岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合する。</p>

(7)社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合する。

(8) 岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入する。

1 一部事務組合

区分	共同処理する事務	構成市町村等		
		さいたま市	岩槻市	その他
埼玉県市町村消防 災害補償組合	消防災害補償	-		春日部市、蓮田市など 82市町村
埼玉県市町村職員 退職手当組合	退職手当	-		春日部市、蓮田市など 83市町村及び53一部 事務組合
埼玉葛清掃組合	ごみ処理（収集運搬を除く） （岩槻市を除く） し尿処理（収集運搬を除く）	-		春日部市、庄和町
埼玉葛斎場組合	火葬場、霊柩車、葬祭場	-		春日部市、蓮田市、杉 戸町、白岡町、庄和町
埼玉県都市競艇組合	競艇			春日部市など15市
埼玉県浦和競馬組合	競馬		-	埼玉県
彩の国さいたま 人づくり広域連合	職員の人材の開発、交流及 び確保に関する事務			（埼玉県及び県内の 全市町村）

2 協議会（地方自治法によるもの）

区分	事務内容	構成市町村		
		さいたま市	岩槻市	その他
埼玉県中央広域行政 推進協議会	広域行政の推進		-	川口市、上尾市など 11市町
埼玉県東部広域行政 推進協議会	広域行政の推進	-		春日部市、庄和町など 8市町

3 公社・事業団等

- (1) さいたま市にあるもの 34 団体
(2) 岩槻市にあるもの 11 団体
（それぞれの一覧は次頁のとおり）

公社・事業団等一覧

(1) さいたま市にあるもの(34)

財団法人埼玉県産業文化センター
財団法人地域活性化センター
総合研究開発機構
財産法人地方自治情報センター
財団法人地方公務員安全衛生推進協会
財団法人地方公務員等ライフプラン協会
財団法人国有財産管理調査センター
さいたま市土呂農住組合
さいたま市土地開発公社
財団法人さいたま市公立施設管理公社
財団法人浦和パーキングセンター
財団法人さいたま市文化振興事業団
社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
社団法人さいたま市シルバー人材センター
財団法人さいたま市浦和地域医療センター
財団法人さいたま市環境衛生事業協会
社団法人さいたま観光コンベンションビューロー
財団法人さいたま市産業創造財団
財団法人さいたま市勤労者福祉サービスセンター
埼玉県信用保証協会
財団法人埼玉県労働者信用基金協会
財団法人埼玉県勤労者福祉センター
埼玉県農業信用基金協会
社団法人埼玉県農林公社
財団法人さいたま市公園緑地協会
財団法人さいたま市都市整備公社
財団法人さいたま市土地区画整理協会
財団法人区画整理促進機構
財団法人埼玉県下水道公社
財団法人リバーフロント整備センター
財団法人さいたま市学校給食協会
財団法人さいたま市体育協会

(2) 岩槻市にあるもの(11)

岩槻市土地開発公社
財団法人岩槻市施設管理公社
社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会
社団法人岩槻市シルバー人材センター
財団法人埼玉伝統工芸協会
埼玉県信用保証協会
財団法人埼玉県労働者信用基金協会
財団法人埼玉県勤労者福祉センター
埼玉県農業信用基金協会
社団法人埼玉県農林公社
財団法人埼玉県下水道公社

議案第13号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	使用料、手数料等の取扱い
使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一する。	

備 考		
使用料及び手数料の件数		平成16年4月1日現在
区 分	さいたま市	岩槻市
使 用 料	52件	16件
手 数 料	26件	6件
計	78件	22件
件数は、条例単位で集計したもの		

資 料

主な使用料と手数料

区 分	さいたま市	岩槻市
市民プール使用料	(1)さいたま市記念総合体育館 温水プール ア 一般・学生 1人2時間 400円 イ 児童・生徒 1人2時間 200円 (2)三橋総合公園屋内プール ア 一般 1人1回 420円 イ 児童・生徒 1人1回 210円	(1)岩槻市民温水プール(市内 料金) ア 一般 1人1回 400円 イ 65歳以上 1人1回 200円 ウ 児童、生徒又は幼児 1人1回 200円
印鑑登録に関する証明手数料	200円 / 1件	150円 / 1件
住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	200円 / 1件	150円 / 1件
住民基本台帳カードの交付、再交付又は有効期限内交付手数料	500円 / 1枚	500円 / 1件
納税証明書の交付手数料	200円 / 1枚	150円 / 1件
固定資産課税台帳(土地・家屋課税台帳兼名寄帳)の閲覧手数料	150円 / 1件	150円 / 1件
公図の写しの交付手数料	150円 / 1枚	150円 / 1枚
犬の登録手数料	3,000円 / 1頭	3,000円 / 1頭

議案第 14 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	公共的団体等の取扱い
公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努める。	

備 考		
公共的団体等の団体数		
区 分	さいたま市	岩槻市
団体数	169	89